

第3節 平成20年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

1 見直しをめぐる状況

平成20年度には、中期目標期間終了時の組織・業務全般にわたる見直しの対象となる法人はなかった。なお、平成20年度に中期目標期間の終了する法人は15法人であったが、平成18年度に3法人及び平成19年度に12法人について、それぞれの法人に係る見直しを実施済みである。

2 新中期目標等への反映

平成18年度及び19年度に見直しを行った法人のうち20年度末に中期目標期間が終了する15法人については、平成21年1月以降、勧告の方向性の指摘内容を踏まえ、所管府省及び法人において個々の法人に係る新中期目標・新中期計画の策定作業が行われた。政策評価・独立行政法人評価委員会では、当該新中期目標等の案が勧告の方向性の指摘内容を反映したものであるか注視し、必要があれば、中期目標期間終了後速やかに勧告を行うこととしており、平成21年2月24日及び3月30日に独立行政法人評価分科会を開催して新中期目標・新中期計画の審議を行ったが、結果として、上記の勧告の方向性におおむね沿っているものと認められたことから、勧告の実施には至っていない。